

# 平成28年度の雇用保険料率

— 雇用保険料率が引き下がります —

- ❁ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成28年3月29日に国会で成立しました。  
このため、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率は、以下の表のとおり引き下がります。
- ❁ 平成28年度の失業等給付の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担とも1/1000ずつ引き下がります。
- ❁ 併せて、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、0.5/1000引き下がります。

## [平成28年度の雇用保険料率]

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業		<b>4/1000</b>	<b>7/1000</b>		<b>11/1000</b>
(27年度)		5/1000	8.5/1000	5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業		<b>5/1000</b>	<b>8/1000</b>		<b>13/1000</b>
(27年度)		6/1000	9.5/1000	6/1000	15.5/1000
建設の事業		<b>5/1000</b>	<b>9/1000</b>		<b>14/1000</b>
(27年度)		6/1000	10.5/1000	6/1000	16.5/1000

※ 枠内の下段は平成27年度の雇用保険料率